

松下幸之助記念財団 研究助成  
研究報告

【氏名】 鄭 祐 宗

【所属】(助成決定時) 大阪大学大学院文学研究科 博士後期課程

【研究題目】 連合国占領期の日本における公職追放と植民地問題  
—対在日朝鮮人政策との連関を中心に—

【研究の目的】

本研究の目的は、日本の帝国解体という連合国占領期の政治社会史を、公職追放と植民地問題との展開から明らかにし、再評価を試みるものである。なぜ、公職追放と植民地問題なのか。それは公職追放が、ポツダム宣言を根拠に実施された戦後の出発点であるという意味において、決定的に重要であるとの問題意識に基づく。公職追放の実態とその意義を明らかにできなければ、植民地問題の戦後の断絶性、連続性を明らかにできないのではないか。

従来の公職追放研究は、政治外交史の領域において蓄積があるが、日米間の交渉史に基づく分析に規定され、植民地問題に関わる研究が欠如してきた。一方、植民地問題に関する歴史研究では、植民地支配に関わる人的基盤(植民地官僚など)の解明が進展したが、戦後への展開は研究の対象とされなかった。本研究は、公職追放研究と歴史研究とを結びつけ、日本の帝国解体と戦後への結びつきを問うものである。

【研究の内容・方法】

本研究が利用した史料は、国立公文書館が所蔵する公職適否中央審査委員会等文書である。同文書は連合国占領期に公職追放の一環として実施された中央と地方の公職適否審査のうち、中央の審査委員会の簿冊を収めた文書群であり、1946年から1952年にかけての公職適否審査に関する記録、報告書、法令集等によって構成される。特に本研究は、公職適否審査に際して、「公職に就く者」が提出を義務づけられた各調査表に注目した。

調査表は、「公職に就く者」個人に関して、1931年以後の職業の履歴、軍務の履歴のほか、団体活動の履歴などを明らかにした文書である。各調査表は、公職追放の個別研究の出発点であるとともに、時間的・空間的広がりを持つ性格ゆえに、公職追放研究と歴史研究との結節点となるべき史料であると言える。公職追放の該当者、非該当者に関わらず、戦後に再編成される人的系譜を明らかにすることが出来る。

本研究は、植民地問題と公職追放との関連性を検討するにあたり、連合国占領期の対在日朝鮮人政策に関わった日本側の人的系譜に注目する方法をとった。なかでも、都道府県地方課の組織、およびその政策への実証的考察を進めた。その狙いは、都道府県地方課が1947年以後、地方における公職追放を定めた「公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令」に基づく公職適否審査を地方レベルで進めるとともに、同じく外国人登録令を所管しつつ、1949年には団体等規正令を所管する事務担当となったからである。つまり、公職追放と対在日朝鮮人政策の二つの側面を担った事務担当の展開を明らかにすることが有効であると考えたのである。以上の視点が本研究の独自性であると言える。本研究の考察は、国立公文書館の政府史料を各都道府県の自治体文書によって補完しながら進めた。自治体文書に関しては京都府と山口県の公文書を利用した。

【結論・考察】

京都府では、戦時期の特高経歴者(京都府警察部の内鮮係)が、占領期に京都府渉外課に勤務し、外国人登録の事務担当者として任用され、対在日朝鮮人政策を任された事例が存在した。また山口県の場合、戦時期の朝鮮

総督府の特高経歴者が、占領期に山口県地方課に勤務した事例が存在した。以上の展開は、特高経歴者の公職追放における「植民地問題の特殊性」という素材を提供しているように思われる。すなわち、植民地関係の特高経歴者にとっては、戦後も継続して対在日朝鮮人政策への特殊な役割を期待されたのである。「植民地問題の特殊性」とは、対在日朝鮮人政策を念頭においた一部特高経歴者の任用が、特高経歴者全体の「就職禁止」を開放する踏み台として位置することであり、植民地関係の公職適否審査の経験が、特高経歴者の地位を高める沈め石のごとく機能することである。公職追放と植民地問題の連関に関する一考察として提起できるのではないかと思われる。